

総務文教常任委員会・産業建設常任
委員会連合審査会記録

令和5年2月9日

【開催日】 令和5年2月9日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時45分～午後5時15分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		
委員長	藤 岡 修 美	副委員長	中 岡 英 二
委員	中 島 好 人	委員	中 村 博 行
委員	森 山 喜 久	委員	矢 田 松 夫

【欠席委員】

委員	恒 松 恵 子		
----	---------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

監理室長	井 上 岳 宏	管理室副室長	藤 岡 富 士 雄
建設部長兼大学推進室長	大 谷 剛 士	建設部次長兼大学推進室副室長	高 橋 雅 彦
大学推進室主査	大 坪 政 通	大学推進室主任	尼 崎 幸 太
水道局工事管理課長	江 本 浩 章	水道局総務課課長補佐兼総務係長	久 坂 亮 治

【事務局出席者】

局長	河 口 修 司	主査兼議事係長	中 村 潤 之 介
庶務調査係長	田 中 洋 子		

【審査内容】

1 要望書（入札制度の改正等を要望）

午後1時45分 開会

長谷川知司委員長 総務文教常任委員会、産業建設常任委員会の連合審査会を

開催します。本日の審査内容は、お手元の資料にありますように、要望書（入札制度の改正等を要望）についてです。まず、伊場委員から少し遅参するという連絡が、また、恒松委員から所用のため欠席するという連絡が入っておりますので、報告します。それでは、要望書の要望者を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りします。要望者を参考人として本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。参考人には要望者である山陽小野田商工会議所建設部会幹事の日高宏氏をお呼びしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時については、本日の午後２時からとしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。それでは暫時休憩し、午後２時から再開します。

午後 1 時 4 8 分 休憩

午後 2 時 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を再開します。本日、参考人として、要望書提出者である小野田商工会議所建設部会幹事の日高宏氏の出席を得ております。それでは、委員会を代表して参考人に一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して、心から厚くお礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事を申し上げます。まず、参考人から本要望書について説明していただき、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださるようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承願いま

す。委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報については発言を控えていただきますようお願いいたします。それでは、要望書の内容について、参考人から説明を求めますが、最初に要望書の訂正があると聞いておりますので、そちらからお願いいたします。

日高宏参考人 令和4年10月6日に山陽小野田市議会議長宛てに提出した要望書ですが、訂正か所があります。大変申し訳ございません。「(品確法)」の後のところですが、「平成14年(2002年)」と書いていましたが、正しくは「平成17年(2005年)」でしたので、訂正をお願いします。それから、要望2の理由の下から3行目ですが、「施工実績等が少な業者」となっていますが、正しくは「施工実績等が少ない業者」で、「い」が抜けておりましたので、加筆をよろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 修正はその2か所ですね。

日高宏参考人 はい、訂正をお願いします。

長谷川知司委員長 それでは、続きをお願いします。

日高宏参考人 小野田商工会議所建設部会の幹事を務めております日高でございます。今日は、どうぞよろしくお願いをいたします。通常は、小野田建設クラブ協同組合の専務理事を務めております。日頃は私どもの組合員並びに商工会議所の会員が大変お世話なっております。どうもありがとうございます。まず、要望1、「登録工事土木一式工事と水道設備工事の予定価格(請負対象設計額)が3,500万円(税別)を超える入札については全て特別簡易型総合評価競争入札とする」理由としましては、「より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的にすぐれた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が、平

成17年（2005年）に施行されました。山口県では、この品確法の趣旨に基づき、平成18年度から技術的な工夫の余地の小さい一般工事について、「簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を行い、平成20年度からは、「特別簡易型総合評価方式」、「標準型総合評価方式」を追加し、原則として一般競争入札方式により発注する全ての工事に総合評価方式を適用しています。山陽小野田市も山口県に準じて、土木一式工事・水道設備工事格付Aの競争入札全てに採用されることが望ましいと判断した為。」ということです。添付している資料1を御覧ください。入札制度の改正について、令和3年6月に市監理室から書類が出ているんですが、改正後でいきますと、3,500万円以上がAランク、1,400万円から3,500万円未満までがBランク、500万円以上から1,400万円未満までがCランク、500万円未満がDランクという形になっております。続いて資料2、これが山陽小野田市の格付けの直近のものです。令和5年、6年には、またランク替えが行われます。それから、資料3-1から3-3までは、特別簡易型総合評価競争入札制度の改正について、一番新しいものです。それから、資料4は、直近で行われた特別簡易型総合評価競争入札の結果です。参考として出させていただきました。この中の文言を御説明します。簡易型総合評価方式、特別簡易型総合評価方式、標準型総合評価方式は、それぞれ何が違うかということ、評価項目が違います。特別簡易型総合評価方式の評価項目が一番少なく、二番目に少ないものが簡易型総合評価方式、そして、一番項目が多いものが標準型総合評価方式です。評価点も10点満点、20点満点、30点満点というふうになっていきます。品確法に基づく、ただ安いだけではなくて、いろいろな会社や現場監督のポテンシャルが上がれば上がるほど、その評価点が上がるという形です。今、山陽小野田市で行われているのは、一番簡単な特別簡易型総合評価方式になります。土木工事で1億円を超えると、簡易型総合評価方式になります。もっと難易度の高い大きな工事になると、標準型の総合評価方式になると思っていただければいいと思います。山陽小野田市が採用しているのは、一番取り組みやすい評価方式とお考えいただければと思います。

それから、資料3-1について簡単に御説明します。これが評価項目ですが、(1)、企業の技術力、①、企業の技術的能力について、細目として、過去8年間の同種工事の施工実績の有無、過去2年間の山陽小野田発注工事における工事成績評定の平均点、これは4段階あります。そして、現在、特例措置で過去2年間の工事成績評定がない、つまり、工事が一つも取れていない成績がない人については、6年間の間に工事をやってるものが、成績になるということでございます。続きまして、過去2年間の建設事故の有無、ISO9001の取得状況、これは国際基準の品質です。続きましてISO14001の取得状況、これは環境の国際基準です。それから、労働安全衛生マネジメントの認証状況、これもISOですが、こういう書き方をされていらっしゃるということです。②、配置技術者の技術的能力について、これは個人についてのもです。主任(監理)技術者の保有する資格、これには主任と監理があり、通常は主任技術者でよろしいんですが、請負金額が、土木工事の場合は4,500万円、建築工事の場合は7,000万円を超えると、監理技術者がつかなければいけません。監理技術者というのは、一級土木施工管理技士が監理者かというのと、そうではないんです。一級土木施工管理士で、かつ、監理技術者資格を受けないといけません。きちんとした講習会があって、それを受けた人が管理技術者になります。主任技術者は、通常、2級土木施工管理技士が主任ですので、金額が大きくない工事には主任技術者を就ければいいという形になります。しかし、通常、総合評価方式の場合は金額が大きいのので、管理技術者が必要になります。また、それとは別に、無資格者で結構なんですが、現場代理人を就けなくてはなりません。それから、過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無です。次に、それから地域貢献度、これは4項目中の3項目以上に該当すれば1点、2項目であれば0.5点という形になります。一昨年に改正になったのが、災害時の活動実績です。2010年に厚狭川が氾濫しました。建設会社は市と防災協定を結んでおりますので、災害が起きた直後に集合がかけられ、私も参加したんですが、建設クラブから10日間で延べ100人が山陽町で災害復旧のお手伝いをさ

せていただきました。そういう実績があるか、ないかということです。別に厚狭の水害に関わっていなくても、災害時の活動実績があれば認められればということになります。それから、地域活動の実績は、工事現場の近くの草刈りや道路整備などです。自治会長から押印いただければ、それが地域活動の実績証明書になります。次の更生保護協力事業所登録は、なかなか難しいんです。それから、消防団協力事業所登録も難しいです。なぜかというと、刑務所から出てこられた方を雇い入れる事業所として登録してくださいと言われるんですが、別にこれは差別ではなく、雇用に対しての不安があるので、雇用できないという状況です。それから消防団に入ると、招集があれば行かなくちゃいけない。そうなりますと、建設会社で消防団に入る人間は現場監督が多いんです。ある程度力がある方です。ただ、現場を預かっている以上、現場の安全が最優先ですので、消防団員として協力するのは難しいです。そういうことで、資料4-2を見ていただいたら分かるんですけども、地域貢献度がゼロ点の方もいらっしゃいますが、多くは0.5点です。皆、3項目は取れません。下関市や宇部市でも同じ項目があるんです。消防団や更生保護の協力事業所の登録という項目ですが、7項目ぐらいあって、そのうちの半分とか、4項目のうち3項目を取るのは、非常に厳しいので、皆、0.5点かゼロ点という状況です。見ていただければわかるんですが、一番左側の業者は工事成績が2ですが、ほかの皆様は4点、つまり満点です。施工実績も事故の有無もISOも保有資格施工経験も全て満点なんで。ですから、特別簡易型総合評価競争入札制度というのは、そんなに難しくはないんです。これだけAランクの業者があるわけですから、ただ、本来、ランク別の表を見ていただいたら分かるんですけども、土木工事業者が9社いるんですが、6社しか参加していません。なぜかというと、企業のポテンシャルが低い方々が参加されてないんです。なぜかというと、どうせ出ても負けるから出ないほうがいい。自分のところの内輪の中身を見せないほうがいいっていう考え方に変わるんです。それなら金額で勝負すればいいじゃないかと思われるかもしれませんが、見ていただいたら分かるように、一番左側の業者は金額が高いんですが、ほかは

全て一緒です。これは別に談合をしているわけではありません。積算ソフトが一緒なので、同じ数字になるんです。調査基準価格が設定されていて、これが98%を下回ると失格になるというものなんですが、これらは調査基準価格が98%で、ドンピシャなんです。そして、千円未満切捨てなので、皆ドンピシャなんです。ですから、ポテンシャルが高くないと勝てないということが特別簡易型総合評価方式の結果につながるわけです。ただ、これは土木工事ですけども、建築工事は全てばらばらです。工種が多く、また、複雑な見積りになりますので、土木工事のようにドンピシャにはなりません。ただ、県のホームページなどを見ていただくと分かるんですが、県の工事も皆価格をドンピシャに当てています。その中で、くじ運が悪い業者は全く仕事を取れないんですよ。ですから、もっとポテンシャルを上げて入札に掛けるような会社づくりをしていくことが必須ではないかと思っております。要望1の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 要望1についての説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 この制度は大変取り組みやすい方式であると最初に言われました。それは誰にとって取り組みやすいんですか。業者にとって、市にとって、それとも、どこにとってもですか。

日高宏参考人 私もこの業界に36年おりますが、すぐにこのようにポテンシャルを上げなさいと言われたわけではなく、ずっと前から、ポテンシャルを上げるように言われていたんです。そして、取組が早い建設会社は、いち早くISOを取得されたり、実績を積んでこられたりしたわけです。ですから、これは建設会社にとって取組やすいし、市としても全然問題ないと、県がこれだけ取組んでいるわけですから、市も取組めると判断しております。

古豊和恵委員 長年取り組んできた会社にとっては非常に簡単であると。しかし、新しく企業を立ち上げた人にとっては大変難しいのではないのでしょうか。

日高宏参考人 たしかに、新しく立ち上げた会社には工事实績もありませんし、なかなか取り組みにくいんですが、そこはもうしょうがないです。初めは評価ゼロでいくしかないんですよ。ただ、いつまでたってもCランクやDランクなのか。それでは企業としての発展はないし、雇用の拡充もできないわけです。どんどんポテンシャルを上げて、市だけではなく、県の工事を受注できたり、国の工事が受注できたりするようにしなくてはなりません。これは自己努力なんです。当然、お金も掛かるし、時間も掛かる。しかし、それをどんどん積み重ねていかないと、最終的にはM&Aで会社を吸収されたり、自然倒産したりということになってしまいますので、そういう最悪の結果にならないように、自己責任できちんとポテンシャルを上げていくことが必要だと思っています。

古豊和恵委員 先ほど、地域貢献も必要であるということで、厚狭での災害のときのお話をされました。何百人かが参加されて、各会社が重機でいろいろな作業されたということですが、災害時に活動したかどうかは、自己申告ですか。

日高宏参考人 市から書類を頂いて、参加したメンバーの名前などの情報を全てお渡ししました。その中で重機をどのぐらい持っていったということも報告しております。

古豊和恵委員 例えば、地域貢献度を上げることができなかった会社でも頑張っていますと。一生懸命ポテンシャルを上げましたと。それで、業績を伸ばしてきましたと。しかし、くじ運が悪いと一度も取れないんですよという話をされました。一度も取れなかった会社は、どの方向に向かっていけばよいとお考えでしょうか。

日高宏参考人 くじ運が悪いということだけは、どうしようもないと言えど
うしようもないので、そうなると、民間工事に移行していくしかないと
思います。実際問題として、今、小野田商工会議所の建設部会には29
7社がいます。全てが元請けや下請けではありません。材料屋などいろ
いろな建設に絡んだ商売をされていらっしゃる方が297社いらっしゃる
んです。専門工事に特化するなど、どうしても元請けとして工事がで
きなかつた場合については、例えば、足場専門で事業をするなど、会社
の業態を少しずつ変えていくしかないと思っています。

矢田松夫委員 資料1を見てみますと、第2条が一番大事だと思うんです。基
本的に、くじ運が悪いというよりは、ここに書いてありますように、技
術力が低いところは駄目ですと。また、品質の向上がないところは駄目
ですと。と思うんですが、そういう考えでいいですか。

日高宏参考人 はい、結構です。（「発言するものあり」）

矢田松夫委員 以前にもらった資料です。

長谷川知司委員長 日高参考人から本日提出された資料に沿ってお願いします。
今言われたことはこれに書かれていますよ。今、日高参考人が答えたこ
とは資料のどこでしょうか。矢田委員、もう一度発言してください。

矢田松夫委員 今日突然資料をもらったんだけど、それ以前の資料をいろいろ
勉強してから質問しなくてはいけないと考えて質問したまでです。今日
の資料を基に質問しろと言われたら、違うことを考えなければいけない。

長谷川知司委員長 日高参考人にきちんと質問の意図を伝えるためにも、今の
質問をもう一度しますか。もういいですか。（「発言する者あり」）日

高参考人、先ほどはどういう回答をされましたか。

日高宏参考人 「企業努力をしないといけないということによろしいですか」と質問されたので、「はい、そのとおりです」と答えました。

岡山明委員 要望1の中に、「3,500万円(税別)を超える入札については、全て特別簡易型総合評価競争入札とすること。」とあります。3,500万円以下のBランクはどのようにお考えですか。

日高宏参考人 Bランクの業者は対象にしていません。そのままの指名競争入札で結構です。

岡山明委員 3,500万円を超える入札について要望していますが、Bランクは3,500万円以下ですよ。そうすると、逆に3,500万円以下の工事を請ける業者が伸びなやみ、ステップアップできないのではありませんか。3,500万円以上を請け負う業者には条件を整えて、3,500万円以下の工事を請ける今から伸びようとする業者が足止めされる、Bランクの業者のステップアップが難しいという状況が考えられると思うんですが、その辺はどうお考えですか。

日高参考人 当然、BランクからAランクになりたい業者は準備をします。ISO取得するなどいろいろな準備をしながらAランクを目指していきます。そして、どうしてもそういう項目がクリアできなかった場合については、Aランクにならないような努力もします。経営審査は、多少自分でコントロールできるんです。要は、自分が一番なりたいランクでいるためにいろいろな調整ができます。これは不法行為ではありません。きちんと調整をした場合には、Bランクにとどまれます。ただ、どうしてもAランクになりたいければ、今の項目をクリアしていくことになります。なぜかという、県はもう全て総合審査方式なんです。市の工事をやって、市のAランクになって、県に行ったら全然相手にされません。な

ぜかという、既に完全な総合審査方式だからです。県の工事が全く取れません。いつも思うんですが、市に対して「おんぶにだっこ」じゃ駄目なんです。建設会社というのは、やはり県の工事を取って、国の工事を取っていかないと、いつも市の工事だけで飯が食えるわけではないんです。そのためには、やはり市において総合審査方式に応札できるような業者になって、そして県で応札しなくちゃいけないと思います。たしかに、Bランクの方が急にAランクになったときは、なかなか難しいでしょう。ただ、事前準備できちんと資格を取って、いつでもAランクになれるような状況を作っていかななくちゃいけない。今、私がお世話している小野田建設クラブ共同組合は、いつも継続学習をやるんです。これも県の総合審査では必要になります。この継続学習をBランクの業者もCランクの業者も受けています。おおよそ年間20ユニット取らなくてはいけない——4日間で5ユニットずつ、これを建設クラブでいきますと、毎回の参加者が40人弱、皆、1級土木施工管理技士や2級土木施工管理技士ですが、そういう継続学習をして、そして、いつでも県のランクになって総合評価方式の入札に参加できるような体制を一生懸命努力してやっつけていらっしゃいます。だから、何も持っていない方は応札できないんじゃないかという御心配は確かにあるとは思いますが、それは各社が自己努力をして、そして、優秀な建設会社に育て上げなくちゃいけないと考えておりますので、委員の言われることもよく分かるんですが、そこはやはり努力しなくてはいけないと考えております。

長谷川知司 確認ですが、要望書では「3, 500万円（税別）を超える入札については」ということで、それ以下については対象としていないという理解でいいですか。

日高宏参考人 やはりAランクの業者は、他の模範となる業者でないといけないと思っております。まずはAランクが手本を見せていく。結局、今は年に1回ぐらいしか特別簡易型総合評価がないんですよ。それだと、Bランクの方もそんなに危機感を感じないんです。年に1本ぐらいだけを

捨てればいいんだと。あとはもうくじ引きだと思われてはいけないと僕は思うんで、Bランクの方がAランクに上がったときに、全てが特別簡易型総合審査方式の入札であれば、Bランクのときから準備するという形になると思うんで、できればBランクのときからAランク並みの資格等々を取得されるほうがいいんじゃないかと思っています。

伊場勇 地域貢献度についてお聞きします。現在の4項目がもう少し増えるべきではないかというお話を頂きました。他市では、市内の資材を活用するなどの項目があると思います。これは地域性もあるんじゃないかと思っていて、建設会社の方々が、「こういった項目を入れてみるのはどうか」と市に相談したり、反対に、市から、「こういった項目はどうでしょうか」という提案があったり、そういった話合いはありますか。

日高宏参考人 建設部長や監理室長には、うちのメンバーがお話しております。

宮本政志副委員長 伊場委員の質疑に少し関連して、この地域貢献度の部分が4項目ですが、追加したい項目が具体的にありますか。

日高宏参考人 男女共同参画等々を会社として推進してるか、また、地元採用を率先して行っているかなどです。また、先ほど伊場議員が言われたような市内の資材というのは、なかなか難しいと思うんです。県内資材を活用しているかどうかというふうにしないと、どうしても山陽小野田であれば、宇部市から材料を取ることが多いんです。実際、そういう大きな材料屋が市内にいないので、なるべく広域で、ちょうど連携都市でもありますので、県内西部で限定されてもいいんですが、そういうところから資材を調達すれば、地域貢献度に加点される形でもいいんじゃないかと思います。私は、地元採用を一番に掲げていただくことが一番いいのではないかと考えております。

宮本政志副委員長 今の地元採用とは、「市内在住者の新規雇用の有無」とい

うことですね。

日高宏参考人　そうですね。

宮本政志副委員長　そして、できれば「男女共同参画に関する取組」と、本来は「市内資材の活用」ですが、これを山陽小野田市独自に「県内資材の活用」と変更して、現在の4項目に3つを加えて、7項目にしていきたいということでもいいですか。

日高宏参考人　結構です。

宮本政志副委員長　先ほど資料4-2について、9社中6社しか入札がなかったとおっしゃいました。これはほとんど入札に入らないところがあるということですか。それとも、たまたま3社は入っていないけど、違うときには加わるなどそういった温度差があるんですか。

日高宏参考人　要は、総合審査でないときの通常の指名競争入札のときには9社立てになります。なぜかという、ポテンシャルの違いなど関係なく、金額だけで応札できるからです。そして、9社全てが大体同点になって、くじ引きになると。たしかに、通常の指名競争入札が平等だと思われるかもしれませんが、私は、真の平等とは、きちんと努力して、品格法に基づいて会社や個人のポテンシャルを上げたものが仕事を受注できるということだと思っています。そして、それを全業者に適用するのは無理なので、Aランクの業者だけはそういう形でやられて、他の模範となるのがよろしいんではないかと思っています。

岡山明委員　競争入札では9社全てが参加し、同じような評価になると。そして、全部くじ引きになっているという状況で、9社の場合は金額で弾き飛ばされると。今回の要望書の中では、やはり条件を厳しくしなさいということが大きな要望の一つで、特別簡易型総合評価方式などの形でレ

ベルアップしなさいという趣旨ですね。

日高宏参考人 なかなか難しいところがありまして、要は、個人攻撃は絶対にしてはいけないと思っておりますが、どうしても歴史の長い会社には負の遺産があります。そういう中で経費の点数が悪かったりします。ただ、新しい会社には負の遺産がほとんどないんです。ですから、経費の点数もドンと上がるんです。そういう中で、結局、誰でもAランクになれるという状況では、やはり、市民に対しては良質なものを提供しなくちゃいけません。ということは、工事实績も非常に大事になってまいりますので、やはり簡単にAランクになれない仕組みも必要だと思っておりますよ。入札制度を厳しくすることによって、ポテンシャルが高く、工事实績がたくさんある会社がAランクにいるということになれば、一番の市民サービスじゃないですか。道路を造ったり、海を整備したり、学校を建てたり、市営住宅を建てたりというのは、最たる市民サービスだと思っております。水道管を敷設したり下水道管を敷設したりするのもそうです。それは、昨日今日できた会社ではなく、長年培ってきた実績に基づいて、優秀な業者がやるべきだと。その優秀な業者というのは、総合審査でも満点が取れるような業者であると思っております。

長谷川知司委員長 要望1について、ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、10分ほど休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開いたします。要望2について、日高参考人から説明をお願いいたします。

日高宏参考人 それでは続きまして、要望に2でございます。建設工事競争入

札参加資格審査申請の土木一式工事格付Aの条件である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている2年・3年平均完成工事高を1億円以上から1億5,000万円以上に変更する。合わせて、格付Aの条件である総合点数を900点以上から920点以上に変更する。理由といたしましては、県が令和2年度から下請完成工事高を、建設工事の種類、とび、土工、コンクリートから土木一式工事に組み入れることを認めたため、土木一式の完成工事高が増額することが見込め、施工実績等が少ない業者が安易に格付Aになると判断したため。もともと以前は、土木一式工事格付Aの条件は、完成工事高1億5,000万円以上でした。それで、資料5を添付させていただいており、このAの900点以上の等級別条件の(2)のところで、対象審査基準日における、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書結果通知書の土木一式工事における年間平均完成工事高が1億円以上であることと条件が付いておるんですけども、簡単に説明いたしますと、元請では1円もやっていない。元請では、1円も工事していない。ただ、下請で1億5000万円の工事をやっています。もうA等級になる条件を満たすわけですね。ですから、安易に格付がAになる。簡単に言えばですね。もう元請実績が全くない人がA等級になれる可能性があるということになりますので、その辺でちょっと今後のことが不安なので、売上高を上げていただいて、そして、総合点数も上げていただきたいということでございます。

長谷川知司委員長 要望2について質疑を受け付けます。

宮本政志副委員長 二つあるんですけど、一つ目にいきましょう。1億円から1億5,000万円、この1億5,000万円というのは、なぜ1億5,000万円というのが出るのでしょうか。

日高宏参考人 これはですね、杉原市長のときは1億5,000万円だったからです。そして、適正に工事ができてたから、やはり1億5,000万

円というのは、基準になるのではないかなと思います。

宮本政志副委員長 二つ目が、総合点数900点以上から920点以上に変更すると。この920点というのはなぜですか。

日高宏参考人 これは、一応私ども建設部会の部会長、副部会長、それから2号議員等々の意見を参考にさせていただいて、920点と申し上げさせていただきました。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
要望3に行きましょう。日高参考人から説明をお願いします。

日高宏参考人 それでは要望3、土木・建築・管工事格付ごとに工事成績評点（平均点）の下限値を設定し、下回る場合は格付を下げる等のペナルティを設定する。正当な理由がなく、工期を遅延した業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しをする。工事の丸投げや手抜きをする法令違反の業者も同様です。山陽小野田市立山口東京理科大学の工事も同様とする。経費相当額を山陽野田市が補助しているため。理由といたしましては、工期が遅延したり、粗悪な施工をした場合、生活に支障をきたすのは行政でも建設会社でもなく、市民が一番迷惑を被ります。市民に迷惑を掛け、平気であるような悪質な業者を排除し、努力している優良業者の受注件数を増加させたいためでございます。

古豊和恵委員 このペナルティですけれども、山口東京理科大学の工事と言われましたけれども、これは今から工事をするものが対象でしょうか。それとも、もう既に山陽小野田市、工事が終わってるのもありますし、いろいろ問題があると思うんですけれども、それも含めてのペナルティでしょうか。

日高宏参考人 私とほかの建設会社の社長方とも話はさせていただいてるわけ

なんですけれども、やっぱり同業者というのは、本来、敵のように思われがちなんですけれども、決して敵ではありません。やっぱり仲間と私どもは考えております。ですから、後ろ向きなことはもう余り考えずに、今からのことをやっぱり明確にしていかなくちやいけないんじゃないかなど。言えれば切りがありません。私ども見てますから。ただ、それをまた掘り起こして、ペナルティを課したいとか、罰金を払わせたりというのは、決して意図としては考えておりません。ただ、この最近ちょっとそういう傾向が強うございましたので、やはりもう少し明確に、ペナルティとか格付けを、2か年の格付ではなくて、途中でも、もしも違法行為をした業者については、CランクからDランクに下げるとか、もう指名停止するとかいうことをしていかないと、いつまでも直らないのではないかなという不安な点が多くございますので、実際そういう現場も見ましたので、やっぱり今後はそういうことがないようにしていただきたいというところでございます。

前田浩司委員 要望の中に、工事成績評点（平均点）という記述もありますけれども、特に差がつくのが、ISO9001の品質、若しくは14001の環境に関しての年度の見直しというか、認定審査があると思うので、この辺も一つの評価というか、付け加えるというお考えはないんでしょうか。

長谷川知司委員長 これは、要望者に聞いていいですか。執行部へ聞くべきかなと思いますから。（「結構です」と呼ぶ者あり）いいですかね。

宮本政志副委員長 要望の中に正当な理由がなく、工期を遅延した業者に対してとありますが、こういう業者が今市内の業者でいるんでしょうか。

日高宏参考人 本当に個人攻撃はしたくないんですけれども、やはり遅延理由というのがあるんですけれども、それが要は、うそ偽りであったということ私を私が気付かしまして、そういうことがあってはならないということ

です。理由って幾らでもつくろうと思ったらつくれるんですよ。ただ、それがうそ偽りであったということになると、要は、資材置場の設置が難しかったとか、駐車場が取れなかったと。でも確認するとそんなことはないんですよ。いくらでも資材は置けるし、いくらでも駐車できてたんです。それにもかかわらず、工期が3か月以上延びたような現場を見ました。これで一番本当に見て思ったのが、通行止めなんですよ。その3か月間ずーっと、それって市民の方は本当に大回りして帰らなくちゃいけない、大回りして出なくちゃいけない。ただ、なかなか市民の方は建設会社を相手取って、文句が言えない。当然その現場監督は「私は知らないのだから社長に言ってください」とかになっちゃうんですよ、どうしてもですね。やっぱりそういうことになると、本来なら、行政の市民サービスの一番大事な部分が損なわれていると思いますので、やはり、そういうことで、きちんとしたペナルティを課するということが大事だと思っております。

宮本政志副委員長　それと、要望書の5行目に「工事の丸投げや手抜きをする」とありますが、工事の丸投げとは何なのか教えてください。

日高宏参考人　工事の丸投げというのは、現場にその会社の人間が誰もいない。要は、できのいい下請に全部を任せるということを丸投げと言います。

宮本政志副委員長　そうすると、ここに書いてあるように、上に対して同様ですって書いてありますけど、こういった工事の丸投げをしている業者がこの山陽小野田市の中にいらっしゃるってことですか。

日高宏参考人　悲しいんですけども、いらっしゃいます。

宮本政志副委員長　そういったことがあるという理由から、悪質な業者を排除してという、そこをしっかりと議会として取り組んでいただきたいという受け止め方でよろしいですか。

日高宏参考人 はい、結構でございます。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次にいきます。要望4について、説明をお願いいたします。

日高宏参考人 要望4でございますが、山陽小野田市立山口東京理科大学で実施されている公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書を公表する。理由といたしましては、選定されなかった工事業者が、選定されなかった理由を明確に把握できず、企業努力ができない状況であるため。公募型プロポーザル方式は工事業者がかなりの経費負担があるため、参加工事業者がますます少なくなる可能性が高いと思われます。資料6-1から3を付けておるんですけれども、これは入札結果です。プロポーザル方式の、要は、入札というか評価結果ですね。資料6-1が2社、資料6-2が3社、資料6-3が2社しか参加しておりません。これは東京理科大の選定でいくと、建築並びに土木ともAランクの業者だったら、自由に参加できるはずなんです。ただ、それが参加されてないということは、プロポーザルっていうのはやっぱりコンサル会社とか設計事務所と一緒にやらないと駄目なんです。そうなると、取れなくてもお金は掛かるんです。極端に言えば、二、三百万円のお金がすぐ掛かります。ですから、要は取れもしないのにお金を掛けたくないという業者が多いがために参加業者が少ないという形になります。それと、昨年6月に、伊場議員が質問の中で言われたんですけども、要は、負けた業者の中身を表に出したくないから公表しないと云われるけど、総合審査方式だったら全部公表されるわけですよ。建設会社としては、別に公表されてもいいんです。負けた理由がはっきり分かりたいわけですから。ですから、公表してくださいというお願いをしています。昔は、資料4-2は公開されてなかったんですよ。何が足らなくて負けたか分からなかったんです。これは私どもが管理室に要望を出して受けてもらって、出していただくようになりました。だから、

こういう形で出れば、何で負けたかというのが分かるんですね。やっぱりそうしないといつまでたっても、入札で勝てないという形になりますので、是非、公表していただきたいということでございます。

古豊和恵委員 先ほど、取りもしないのにお金ばかり掛かるからと言われたと思うんですけど、それでは、企業がある程度、資産、お金がないところはやはり手を挙げられないということになるわけですか。

日高宏参考人 そのとおりでございます。やっぱりもうきちきちの会社は、とてもこういうプロポーザルには参加できません。

伊場勇委員 プロポーザルに参加するに当たり、経費の負担とあって、200万円か300万円のコンサル料が掛かるということですが、そのほかに掛かるお金というのはあるんですか。

日高宏参考人 当然、会社の社員が積算したり、設計したりしなくちゃいけません。そういうのも間接的にはお金が掛かるということになります。ですから、金額的にいきますと、1億2,500万円、4億何がしかとあと11億円なんですね。最後の入札というか、プロポーザル方式の結果はですね。そういうものに対して、やっぱり積算とか、設計って物すごく時間とお金が掛かるんです。だからそういうのも、見えないところでお金が出ていっていると思っていただいて結構だと思います。

伊場勇委員 このプロポーザルの業者名しか出てないとか、点数だけしか出てないというのは、取らなかつたところは不利益を被るおそれがあるから出さないという見解で出てないらしいんですが、それを聞いて不利益を被るおそれについては、あるのかどうなのか。先ほど少しおっしゃっていただきましたけど、そういうことは考えられますか。

日高宏参考人 参加された業者にヒアリングいたしましたら、全くないと、結

果が出ていいんだと。じゃないと、何したかが分かんないと。当然、入札でも、こういうプロポーザルでも何でもそうなんですけども、やっぱり結果は知りたいんですよ。業者はですね。どこで間違えたのか、なぜうちが取れなかったのかということを確認に知りたいというのが業者です。

宮本政志副委員長 今の伊場委員の質疑はちょっと重要で、公表を拒む業者は一社もないということでもいいんですか。

日高宏参考人 一社もいません。

長谷川知司委員長 日高参考人、もう1回言ってください。

日高宏参考人 一社もおりません。

宮本政志副委員長 そうすると、これは日高参考人の推測になるかもしれませんが、仮に公表を拒む業者は一社もない、公表するべきだ。でも、先ほど伊場委員が言われたように、不利益を被るかもしれないから公表できないねと。よく分かんないんで、推測で構わないんですけど、公表しづらい理由が何か思い当たることありますか。皆さんは公表せいでいうのに、市が公表しないというのは、何か思い当たる理由はありますか。

日高宏参考人 公表したくない理由というのは、余り考えたくはないんですけども、結局、意図的に取らせたい業者がいるとか、そういうことが考えられます。すみません。決して証拠があるからとかではなくて、どうしても、プロポーザルの場合は、早くから情報を得た業者が早くから動いて、そして、もう仕組みづくりをしていたという形になる可能性は高いと思います。

長谷川知司委員長 これは、執行部にも再度聞かれると思いますので、あくまでも参考としてですね。

日高宏参考人 付け加えてお話しするとすれば、今この三つのプロポーザル方式のグラウンド整備とか、テニスコートとか駐車場とか、教室棟は、プロポーザルでやる意味は全くないと思っています。ちゃんと市の建設部が設計して、そして自分のとこだけで設計できなかつたら、設計事務所に発注して、設計事務所に設計してもらって、ちゃんと仕様書を作って、予算書を作って、そして通常のAランクの業者、若しくはAランクとBランクのJVにして、発注をかければよろしいかと思っています。やはりプロポーザルで本来やるべきものと言ったら、今ちょうど宇部市で山口井筒屋宇部店の跡地再利用を今、公募で出しています、プロポーザル方式で。こういうものは、やはり民間の知恵を借りて、あれは公共施設と民間施設が一緒になるんですよ。公共施設部分については、宇部市がお金を出す。民間部分については民間業者がお金を出す。それを全部取りまとめて民間事業者が運営管理していくわけですね。そういうものであれば、僕はプロポーザルは必要だと思うんですけども、今のこの三つに關しましては、今までも市できちんと設計されて、発注かけてこられた案件なんで、プロポーザルというのはいかがなもんかと。正直言って、これ丸投げなんですね。1から10まで全部業者でやってくださいよ。設計から管理から何から全部やってくださいよということなんで、それは、ちょっと今のこの工事内容には適合しないんじゃないかなと思うんです。しっかり市で設計されて、市で積算されて、そして入札にかけるとというのが僕はベストだと思っています。以上です。

長谷川知司委員長 確かに設計施工という入札のやり方もありますが、それは全てじゃなくて、ケースバイケースだと私も思います。ほかにはございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、次行きましょう。要望5、お願いいたします。

日高宏参考人 今のちょっとお話と重なっているんですけども、山陽小野田市立山口東京理科大学の工事は山陽小野田市から発注する。理由といたしましては、山陽小野田市管理室、建設部が管理監督し、適切な工事業者を選定しないとイケないため。山口県の建物、附帯する施設の場合、山口県建築指導課、住宅課が発注しているということでございます。今ここから見えるんですけども、小野田高校を小野田高校が発注するかというと絶対しないわけですね。山口県の建築指導課が発注をかけます。当然、市の予算がかなり入ってる建物、また外構になりますので、やっぱりそこは市がしっかり管理、監督されるほうが私は適切ではないかなと思っております。

長谷川知司委員長 では委員からの質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 なぜ市がプロポーザルにしたと思われませんか。その理由。（「大学でしょ」と呼ぶ者あり）大学です。どう思われるかでいいです。

長谷川知司委員長 答えられる範囲でいいです。

日高宏参考人 今、山陽小野田市もいろいろ公園の整備とかも全部プロポーザルとかで出されていらっしゃるケースが多いと思うんですけども、やはり人手不足、行政のですね、学校もそうです。人手不足、要はそこまで自分たちで組立てができない。ですから、もう民間に丸投げして組立てをしてもらうというお考えが強いのではないかなと思います。

宮本政志副委員長 端的に、これ理由は、適切な工事業者を選定しないとイケないから市が発注するという事なんですが、なぜ市が発注するべきなんでしょうか。

日高宏参考人 やはり山口東京理科大学が公立化して年数が浅うございます。それだけの有識者が理科大の中にいらっしゃるとはとても思えませんの

で、長年そういう業務をされてこられた山陽小野田市の建設部なり管理室が、適正に業者を見極めていくほうがいいかなと思っております。

矢田松夫委員 端的に言いますと、責任の所在というんですかね。市ではなく大学でやると工事が間に合わないよと。責任ある市でやってくれというのが、一番のお気持ちですか。

日高宏参考人 やはりですね。市が設計、また管理してる場合は、途中で間違いに気づくわけですね。大学側でやってしまうと、最終的にでき上がった引渡しするときだけ検査する。そうしたときに、大きな問題が起きたときには、当然また引渡しが遅れたりとか、手直し工事が発生するわけです。やっぱり市の専門の担当部署の方、技術者の方が、ずっと現場をちょこちょこ見ていらっしゃれば、そういうことは起こり得ないというふうに思っておりますので、そういう形がよろしいのではないかなと思います。

宮本政志副委員長 山口東京理科大学の担当の委員会に所属してるんで、日高参考人おっしゃったことというのは、山口東京理科大学が発注をしている業者というのは、完成以外は、日々は見てないということなんですか。

日高宏参考人 以前危険棟の問題もあったと思うんですけども、ああいうのも本来であれば、やっぱりずーっと管理監督される方が、現場についていらっしゃったりとかすれば、ああいう問題は起きなかったのではないかなと思っておりますので、全部でき上がってから、そういう問題が起きるといというのは、やはりチェックミスだと思っております。

宮本政志副委員長 ちょっと今気になってるんでね。そうするとあれですか。もう山口東京理科大学が工事を決めるんじゃなくて、予算も含めて、理科大に関するこういった公共工事に関しては、しっかり議会が絡んでいくべきじゃないか、市がやるべきじゃないかということをおっしゃりた

いんですね。

日高宏参考人 皆さんも覚えてらっしゃると思うんですけども、山陽小野田市民病院が完成した後に、6億円以上の追加の請求がありました。あれこそプロポーザル方式、大手ゼネコンさんが最終的な実施設計までやってらっしゃって追加が出たわけです。それが、市長部局ではなくて病院局だったということで、市議会議員の方も何も言えなかったというのが現実だと思うんですね。山口東京理科大学も同じようなことが起こり得る。後になって、どんと追加が出るということになるとですね、これまた、当然山口東京理科大学にそんなお金ないので、市にお願いして出してあげてください。今回も、最終的に8億円だった予算を11億円まで上げて、校舎が新たに建つんですね。この3億円というのはどこから出たかということ、山陽小野田市から出たと聞いておりますので、やっぱり一から山陽小野田市がしっかり関与してやっていかなくちやいけないんじゃないかなと思っております。山口東京理科大学のホームページを見ますと、この工事については、山陽小野田市は全く関係ありませんと、何かありましたら当校に連絡くださいと書いてますよ。その文章は、僕はいかなもんかなと思っております。やっぱり山陽小野田市からお金が出てるわけですから、ちゃんと山陽小野田市さんと協力してやってる事業なんだよということを、やっぱり大前提にお考えいただきたいなと思ってます。

長谷川知司委員長 今回の件ですが、ちょっと私が聞いたところによりますと、追加の3億円については、市のほうは出してないと。あくまでも大学のほうで対応されていると認識しております。まだ私も不確定ですので、どうか分かりません。そのようにちょっと聞いておりますので、ちょっとそこを確認のため報告します。

宮本政志副委員長 先ほどから、ありがとうございますね。山口東京理科大学の件をおっしゃったのは、日高参考人の個人的な御意見なのか、あるいは

は、建設部会でそういった話というのが、大半というか、出ているようなことなんでしょうか。結構重要なことを今おっしゃっているんで、その辺りお聞きしていいですか。もしお答えできるならですけど。

日高宏参考人 私がヒアリングをしました建設部会のメンバーは、同一意見でございます。やはり市からの発注を望んでいらっしゃいます。

長谷川知司委員長 ほかにはございますか。ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一応、要望5まで終わりましたが、その他で何か特別にお聞きしたいことがあれば。ありませんか。日高参考人のほうで付け加えがありますか。

日高宏参考人 今日、私がいろいろ発言させていただいたんですけれども、私は建設会社ではありません。昔は勤めておりましたけども、今は非常に中立的な立場で業界を見てます。どこかの味方とか、どこかのグループに属しているとかではなくて、やはり山陽小野田市にお世話になってまいりましたし、山陽小野田市の建設業者にもよくなっていたきたいという思いの中で、こういう要望を皆さんから聞いて、会長名で要望書を出させていただきました。本来であれば、今日建設会社を何社か連れてきてもよかったですけども、それはやはり利権が絡む話になってしまいますので、全く利権のない私がですね、今日皆様の御質問にお答えしたというところでございます。ちょっと一気に質問攻めにいたしましたので、本当に明確なお答えではなかったかもしれませんが、今私が申し上げましたことにつきましては、市のホームページ、山口東京理科大学のホームページ、県のホームページ等々で閲覧できますので、よく御確認いただければなと思っております。以上でございます。

長谷川知司委員長 では、以上で質疑を終了いたします。参考人さんにおかれましては、本当に貴重な資料をそろえていただきまして、私たちが本当気づかない点まで、詳しく述べていただきまして本当にありがとうございます。

いました。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝いたします。いただきました貴重な御意見資料等は、今後、本委員会での審査に十分活かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございます。どうもありがとうございました。それでは、ここで総務文教常任委員会・産業建設常任委員会連合審査会を休会いたしまして、3時30分まで暫時休憩といたします。

午後3時20分 休憩

(参考人退室)

(執行部入室)

午後3時30分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開いたします。先ほど要望された方から説明を受け、質疑応答が終わりました。引き続き、執行部として、監理室、大学推進室、また水道局の方から、様々な資料等をいただいておりますので、まず最初に、それについて説明等があれば、執行部からお願いいたします。

井上監理室長 本日お配りした資料を確認させていただきたいと思います。お手元にお配りしております資料1から5について、まず、資料1が山陽小野田市建設工事特別簡易型総合評価競争入札方式事務処理要領、これについては、要望書の1に関連するものでございます。続いて資料2、特別簡易型総合評価競争入札制度の改正については、先ほど参考人の方がお配りになられた資料3-1と同じものでございますが、これは資料1を分かりやすく、要点を絞って今ホームページに出しているものでございます。それから、資料3は、山陽小野田市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準ということで、こちらについては、要望書の2の関係でございます。こちらにつきましても、資料3の3ページと参考人の方がお配りになられた資料5が同じものになります。それから資料の4

は、令和3・4年度山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加有資格者格付一覧表（五十音順）の、令和4年6月23日現在、最新のものでございます。これもホームページに出ておりますが、こちらについても、参考人の方がお配りになられた資料2と同じものでございます。それから、資料の3と4につきましては、要望事項の2に該当するものでございます。それから、資料5については、山陽小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領というもので、こちらについては、要望3に関係するかもしれないということで、今回、添付させていただきました。お手元に間違いなく届いておるでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）資料の確認は以上でございます。よろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 では、先ほどお聞きしました要望書について、要望1から、委員の質疑を受け付けます。

中島好人委員 要望1では、3,500万円を超える入札は全て特別簡易型という要望ですけども、ここの参考人からの資料を見ますと、全体では三つ、要するに簡易型と特別簡易型と標準型、今現在、その三つの入札方法がとられていると理解してよろしいでしょうか。

井上監理室長 総合評価方式の入札についての基準ですが、確かに国の基準では、今言われましたように、まず標準型があり、それより簡単な簡易型というのがあり、もう一つ、山陽小野田市が入れております特別簡易型という、この三つの種類があり、それは技術的な内容評価項目によって、差があるものでございます。それは間違いございません。

中島好人委員 要望は、全てを特別簡易型にという要望なんですけども、当市がやっている三つの方式を、三つか分かりませんが、当市がやっている方式の意図するものは何でしょうか。

井上監理室長 先ほど言いましたが、工事の技術の難易度等によって、三つの

ランクが国にはあるのですが、山陽小野田市で発注する公共工事は、土木一式工事や建築一式工事などいろいろ業種があるなかで、標準型や簡易型に該当するほど難しいといえますか、技術を要するものには該当しません。例えば、国では、道路工事の中でも、トンネル工事や橋梁工事など、技術的難易度の高い工事については、標準型を導入されていますが、本市については、そこまで難しい技術を要する工事はないということで、特別簡易型のみを採用しているところでございます。

古豊和恵委員 従来の価格競争自動落札方式を、総合評価方式、技術力と価格の双方を総合的に評価してそういうふうになりましたということになっています。過去に、最も安い価格で入札したというか、その入札金額というのは、もともと市が決められるものですよね。例えば1億円なら1億円、それはもしかするともっと安く工事ができるかもしれない。方法によっては、例えば8,000万円でできるかもしれない。その辺りを、例えば、1億円で決めたとします。総合評価方式で、問題なく工事も進められるだろうということで1億円。しかし、その企業努力によって8,000万円でできるかもしれないという企業もあるわけですね。例えば8,000万円で入札したときに、その方は落とされるわけですね。そうすると、本来ならば2,000万円かかるべきものが、その企業に頼めば2,000万円が要らなかった部分というのがあるわけですね。だから、市のほうが設計とかされると思うんですけども、その辺りしっかりと考えて総合評価にされたのかどうか。やっぱり落とされた。できるかもしれないと考えて入札された企業、その辺り、思いというのはどうなるのか。8,000万円で本来ならできるべきものを2,000万円、市が負担すると。その辺りというのはどうなのか。返事は難しいですか。

長谷川知司委員長 答えられる範囲でお願いします。

井上監理室長 少し整理をしていただきたいのは、まず価格競争でやるのが従

来の入札方式です。基本的には、市の職員が国や県のいろいろな積算基準に基づいて工事費を積み上げて、この工事についてはこの価格が適正だという予定価格を定めて発注します。それを今度は業者が見積りをされて、市の予定価格の計算だけでなく、そのあとには自分の会社での実行予算、うちの会社だったらこのぐらいでできるというところを組んで、入札される。これが通常の一般的な入札方式です。ですから、それでいけば、一番安価な価格の札を入れた業者が落札者となります。これは基本的なことで、地方自治法にも一番安い価格で入札した業者を落札者としなさいと書いてあります。ただ、これまでのお話にもありますように、工事品確法が施行され、ただ安いだけでは駄目です、品質も確保してくださいという時代の流れの中で、不当なダンピングと言ってよろしいかどうか分かりませんが、安く落札するというのが、山陽小野田においてもそういう時代がありましたので、それではいけないよということで、この法律ができて、技術的なところも評価しましょうよということになりました。要は、一番安いところではなくて、技術面も総合的に評価したところで、もしかしたら2番目、3番目の札の方が落札できるかもしれないということでしたのが、この総合評価方式です。ですので、二つの入札方式の考え方が違うということで、当然価格で勝負させる入札も今もやっておりますけれども、それだけではなくて、技術的な評価もする入札方式があるということをお認めいただきたいと思えます。それと不当ダンピングを防止し、適正な価格で工事をさせるという別の方法として調査基準価格や最低制限価格という、これを下回ってはならないという基準の設定を、国が推進しておりまして、山陽小野田市におきましても、建築一式工事と土木一式工事等には、最低制限価格制度を導入しております。これは国が定めた計算式がありまして、これを下回ったら、やはり何か不当なもの、例えば下請に対しての契約金額を不当に下げていく恐れがある、会社の従業員に対する福利厚生のところでは何かできないことがあるかもしれないというところで、これを下回ったらそういうことができない、これを上回っておれば、利益も多少は出るかもしれないというところがありますので、そういうところを含めた、

今、最低制限、価格基準制度に移行しておりますので、昔のようにとにかく安いところが落札できるというのは、ほとんどない状況でございます。これでよろしいでしょうか。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

宮本政志副委員長 私の質疑がこの要望書の内容と合致してなかったら、答弁されなくていいので、先に言っときます。この要望1の理由に、山陽小野田市も山口県に準じてとあって、先ほど中島委員の質疑の答弁の中で、そんなに難しい工事が無いから必要ないとおっしゃったのが、山口県に準じてない理由ですか。もう少し詳しくその辺りお聞きしたいです。

井上監理室長 今回の要望書の御質問の中にある、山口県は、一般競争入札、土木一式については原則、総合評価方式で出されているというところは、私共も承知をしておるところでございます。ただ、県も全ての工事ではなくて、私どもが聞いたところ、補正予算で発注する工事であるとか、災害復旧工事等については、指名競争入札でも発注しておられるそうです。全体の工事量は把握しておりませんが、全て総合評価方式ではなく、ある程度一定の工事本数は、通常の指名競争入札で出しておられるというのを聞いております。いろいろな理由はあると思います。当然、技術力はとても大切なことでございます。ですけれども、技術力の評価向上に当たっては、企業努力でやられておられ、素晴らしいことだと思うんですけれども、ランニングコストもかなりかかる中で、会社の規模によっては、そのランニングコストが払えないから、ついていけないというところもある中で、そういうところも県は若干配慮する入札方式を残しておられるということでございます。山陽小野田がそれに該当するという話ではないんですが、山陽小野田については、総合評価にふさわしい工事というところも、まだまだ少ないのかなというところもありますし、まだ試行段階というところで、年1本程度をずっと続けているところでございます。近隣でいきますと、宇部市、山口市も総合評価方式の要綱は定めておられますけれども、ここ2年ぐらいは、総合評価での発注は

見合せておられるようです。理由ははっきり言われておりませんでした。以上です。

伊場勇委員 この総合評価方式については、より安全で、品質の高いものというところ、価格と品質を総合的にすぐれた調達をするための制度ですよね。それが目的じゃないですか。県からは年1本程度をするように言われているから、そういうふうに行っていると。ただ、初めに言った、その目的をきちんと達成する制度が今ここにあって、そういうふうに行っていこうと推奨される中で、品確法というのもありながら、平成20年ぐらいから取り組まれていますよね。結局その数が増えてないわけじゃないですか。この度の要望からすると、3,500万円を超えるものは全てということですが、これは増やす見込みはあるんですか。このまま年1本がずっと続くんですか。取りあえず要望されているからというところで、抑えているのか。その辺のお考えはどうですか。

井上監理室長 これにつきましては、令和4年6月議会、伊場委員の一般質問でもお答えしたところですが、本当に技術力を高めるところ、技術評価するということは、当然、大事なところだと思っております。今たまたま1本ですが、このあたりについては、増やしていったり、Aだけではなくて、市全体の建設会社の技術力の底上げを狙うという点であれば、ほかのランクに適用するのも一つの手かもしれませんし、他の業種、建築一式工事や管工事など、ランクを設けている業種もありますので、そういうほうでも総合評価方式で発注するということは十分あると思いますので、それはまだ研究段階というところで、いつから絶対に増やすというところではないのですけれども、見直していけたらなどは考えております。

岡山明委員 基本的な部分を教えていただきたいんですけど、今回の特別簡易型総合評価方式ともう一つ、標準型総合評価方式と二つありますね。特別と標準型は、この項目でいくと、やはり特別のほう、県の事業とかの

ほうが項目として多い状況ですか。

井上監理室長 反対で、標準型のほうが評価項目が多くて、特別簡易型が少ないんです。

岡山明委員 そういうことで、県の事業に関しては、標準型総合評価方式ということで、市の特別簡易型より、県のほうが何項目か当然多いという状況にあると、レベル的には山陽小野田市より、県の事業に参入する競争入札に入るということは、項目が多い企業でないと入れないという解釈でいいですか。

井上監理室長 山口県が発注される工事にも、特別簡易型、それから簡易型、標準型も多分あると思います。特別簡易型であれば、今山陽小野田が出しているものとあまり項目変わらないんじゃないかなと思います。はっきり比べてないのですが。ただ、標準型になりますと、トンネルとか大きな橋とかの経験を有するところとなると、もう県内の業者ではなくて、全国大手じゃないとできないような工事もありますので、多分そういうので、何本かはあると思います。

岡山明委員 少し話が飛ぶんですけど、山口東京理科大学がありますよね。山口東京理科大学の建設で、今回の要望書は特別簡易型ということで、もう県とかそういう大きい事業になると標準型ということですから、山口東京理科大学は特別簡易型で対応としては大丈夫という解釈でいいですか。

長谷川知司委員長 ちょっと飛びすぎです。答えられる範囲で構いません。

井上監理室長 一つ勘違いをしていただきたくないのは、工事の金額が大きいから難しい、簡単というものではないというのは御理解ください。当然、金額が大きいということは、工種も増えて難しいというのはあると思

ますけれども、単に10億円だから標準型、2億円だから簡易型と、そういうものではなくて、あくまでも中身重視というところですね。山口東京理科大については、この総合評価方式の入札制度というのは多分導入しておられないから、山口東京理科大の発注では、総合評価方式というのは多分やられないと思います。以上です。

伊場勇委員 この総合評価するに当たって、いろいろ基準が設けられていて、ISOというのは、やはり企業努力がすごく必要、しかも高額なお金がかかったりする分野だと思います。今のAランクの企業は、全てISOを持っているんですか。

井上監理室長 全ての業者が認証取得をされているわけではないと聞いております。建築一式工事のAランクや管工事のAランクは、把握してないのですけれども、土木一式工事のAランク業者の中にも、これをまだ認証取得されてないところはあると伺っております。以上です。

伊場勇委員 総合評価方式するに当たって、やはりその項目にちゃんと準じている企業がどこまであるとか、本市の状況もいろいろ考えながら進めていく必要もあると思うんです。例えば、地域貢献度によっても地域性があるでしょうし、要望書は建設部会長の名前で出ておりますが、その他のところからもこの総合評価方式とか、そういった面について、もう少し増やすべきじゃないかといった声は上がってきているんですか。

井上監理室長 令和3年4月に、この総合評価方式の入札制度の項目を少し変えたのですが、それまでは、企業の技術力、参考人の方がお配りになられた資料3-1、私どもの資料でいきますと資料2ですが、もともと企業の技術力のところでしか評価がなかったものに対して、企業の地域貢献度というものを追加しました。4項目のうち3項目取れば満点ですよと出したところ、項目につきましては、いろいろな方から御意見をいただいております。先ほど参考人の方がおっしゃられたことが主な趣旨

でございますけれども、いいですね、やりましょう、頑張るよと前向きにおっしゃっていただいたところはなく、かなり難しいとおっしゃられるところばかりだったと記憶しております。ただ、皆さんの理解としては、市の重要な施策なので、重要なことだと分かるという前置きの中で、当然、大事なことで理解はできるけど、実際の取組としてはかなりハードルが高いねというお話はいただきました。

伊場勇委員 地域貢献度については、またあと少し質問しますが、要は、品質、そして安全を高めていくための総合評価方式について高めるためになるのであれば、悪いことをするわけではないですからね。しかも、建設会社の要は、その健全といった言い方かどうか分かりませんが、きちんといろんな資格も取って、成績も実績もあって、事故もなくってというのは普通に必要な情報だと思うんですよ。それ見ることというのは、これがあるから、きちんとした仕事がまず土台があるからできるよねというところの一つの基準にもなると思うんですよ。それについては、まず前向きにする。そして、地域の企業ときちんといろいろヒアリングしながら、これはこういうふうにしていこうとか、それは一定の基準あると思いますけど、本市はこういうスタイルでいくという、これって全然前向きな話じゃなくて、より質がよくなるのであれば、積極的に研究されていると思いますけど、大分長い間、研究されていると思いますので、そろそろ方向性を示していくべきかなと私は思うんですよ。地域貢献度についても、今四つの項目ありますが、これは増やす見込みはあるんですか。

井上監理室長 これにつきましても、令和4年6月、伊場委員の一般質問の中でも御質問があって、そのときの回答といたしましては、来年度以降に発注する者に適用できるように、今年度、増やす方向で見直しをしたいという回答をしたところでございますが、現在の進捗状況といたしましては、年内に庁内の協議を全部終わりました。今日お配りした資料1、事務処理要領の10ページに、第6条、事務手続きというのがありますが、

分かりますか。資料1、10ページです。（「はい、分かります」と呼ぶ者あり）ここに学識経験者の意見聴取方法については、次のとおりということで、総合評価方式の実施に当たっては、政令で、項目を変えるときには学識経験者に意見を聞かなければいけないとなっておりますので、現在、この学識経験者に意見照会するための資料を全部県に送って、事前審査は一応終わりました、諮問会議が2月17日に開催されることになっていきます。そこで、県から諮問していただき、私どものほうから補足説明をして、原案どおりでよいということであれば、その旨答申されます。具体的にはまだ、審査中ですので、申し上げられませんが、項目とすれば、雇用に関する項目について増やす方向で考えております。一応、この事務要領は年度内に改正して、4月1日施行を考えております。以上です。

宮本政志副委員長 今それを増やすのはいいんでしょうけど、増やすに当たって、その内容というのは、学識経験者の方と実際の市内の業者たちがこういう項目というのにかい離が余りにもあると、増やしても意味がなくなってくるかなと思うんですけど、その辺りというのは、やはり市内の業者とか実態把握というのはされた上で反映はされるものですか。

井上監理室長 評価項目につきましては、県内他市の現況の評価項目等を参考にさせてもらっています。というのは、それは、学識経験者の諮問会議で、評価項目として適当だと認められたから他市の評価項目になっていると思いますので。ただ、山口県から言われましたのは、他市がやっているから、本市もやるだけでは駄目ですよと、やはり市の政策としてきちんと推進するようなものでないといけないというところがございまして、本市で言えば、総合計画等に取り組が書いてあるようなものの中から、これは本市にふさわしいなというのを考えております。

前田浩司委員 評価項目の中のISOの取得状況について、先ほども少しお話をいただいた方にもお話をしようとしたんですけども、できれば今の

取得の状況、当然もうこれを取らないといけない御時世になっているので、この取得に対して、認定審査といったことをして、その結果というか、実情をしっかりと認識するというのも、一つの指標として大事ではないのかなと思うんです。特にやはり入札の結果を見ても、くじ引きがあるよりも、やはり何らかの差が明確に分かるようにということであれば、取得の条件は、必ず皆さん方大体取得をする御時世でくるのであれば、実際この1年間とか、認定審査を受け、前回新たに受けたときに、評価が上がったよという方、そういったところをやっぱり汲み取ってあげるといっても一つの指標になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

井上監理室長 ありがとうございます。今御意見頂いた中で、例えばISOの9001、品質ISOと言われるところで、多くの企業も、製造業の方も取られていると思いますが、これについては、例えば建設工事と言えば、品質管理という管理項目があります。やはり適切に管理をされておられますと、それは工事成績の評価につながってまいります。工事成績の評価というのは、先ほどの資料1、簡易型公募の中の2ページの企業の技術的能力の2番目ですよね。過去2年間の山陽小野田市発注工事における工事成績評定点の平均点、こういうところに反映されます。だから、ISOを取られて、県の品質管理基準等に基づいて品質管理をされて、基準以上のことをされておられれば、工事成績評定点の点数が上がってまいりますので、そうすると企業の技術的能力の評価点の点数も上がってきますので、間接的にはそういうところで、ほかのところも上がってくるようなことになっておりますので、プラスには必ずなっていると思います。ただ、おっしゃるとおり取ったからいいよというものではないというのは間違いのないと思います。ISOを取られて、それがきちんとその後の事業に反映できるように、14001であれば、環境ですよ。使われる建設資材にも多分環境の関係もあると思いますし、あるいは建設機械についても環境配慮型というのを使われていると思いますけど、そういうところも多分配慮されるし、それも工事の評定点のほう

では使っている、使っていないというのが、評価の対象になりますので、プラスにはなると思います。あとは、ISOの45001、労働関係ですよね。これは45001以外のものでも、オーサスという認証システムがありますので、ここは併記せずに、労働安全衛生マネジメント等の認証状況と書いてありますが、この関係で今一番、国が本気でやっておりますのは、週休2日制、建設現場における週休2日制の導入というところでございます。これについても、他市に遅ればせながら山陽小野田市もAランクについては、今年の10月以降に発注したのから、この総合評価もそうなのですけれども、取組されれば、対象工事ということであれば、その分、経費の上乗せもいたしますし、評価にもつながるとい、県と同じ運用を考えておりますので、そういう面でいけば、このISOというのをしっかり認証されて、取り組んでいただければ、評価にはつながってくると、会社の評価にもつながると考えております。以上です。

古豊和恵委員 総合評価方式で総合ランクAを取りました。しかし、入札で、市が定めた金額よりもかなり安く入札をしました。その場合はどうなるんですか。やはり駄目なんですか。

井上監理室長 総合評価につきましては、参考人がお配りになられた資料4-2で簡単に説明をさせていただきます。企業の技術力や地域貢献度の配点があって、ちょうど真ん中あたりに基準点計14点満点で、各会社が11.5点であったり、13.5点取っておられていると思います。これを10点満点に換算した加算点の、8.2とか9.6とかというところに基準点の100を加えた技術評価点、110点満点で何点取られているかというのがありますが、これを入札者の入札書記載価格で割ったものが、評価値掛ける10の6乗と書いてありますけれども、これが評価値になります。ですので、安く価格を入れられたら、このあたり計算が下がってくるのですけれども、先ほど言いました調査基準額というのがありますので、これ以上下がってはいけないというところはありますので、

高ければ、評価値は下がる。金額が低ければ、評価値は上がるけれども、そのボーダーラインというのがありますので、これ以上下がると、やっぱり品質がきちんと確保できない恐れがあるということで、調査基準額も設定しております。以上です。

長谷川知司委員長 今の説明ではこの特別簡易型でもくじ引をしているわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。では次、要望2について質疑を受け付けます。

宮本政志副委員長 これ理由の中には、施工実績等が少ない業者が安易に格付Aになると判断したためと書いてあるんですよ。このことについては、どういうふうに受け止められていますか。

長谷川知司委員長 施工実績等が少ない業者が安易に格付Aになると判断したためということがございます。下請ばかりしているということもあるんでしょうけど。

井上監理室長 経営審査の評点で土木一式工事ととび土工というのが別にあるのですが、それまで、とび土工にしか実績が認められなかったものがこの要望書によると、令和2年から、土木一式のほうに認められるようになったということです。一応県にもお尋ねしたところ、下請工事実績の全てが認められるものではなくて、あくまでも土木一式工事と認められる工事内容であれば、土木一式工事に、いや、これはやっぱりとび土工よというものであれば、とび土工のほうの実績として計上していただくという回答をいただいているところでございます。当然土木一式ととび土工の違いというのは、やっぱり簡易か簡易じゃないかというところで、土木一式工事は下請であってもやっぱり精度を求められる、管理を求められる難しい工事だということで土木一式工事に認められているんだと思いますので、単純に全部、全然その内容を知らないものが、一気に金額が上がってくるというのは、私どもではよく分からないところでござ

います。そもそも経営審査というものに、私ども携わっておりません。経営審査は建設業の許可を出されているところが、例えば、県知事許可であれば県が、国土交通省許可であれば国土交通省が審査されますので、細かなところというのはちょっと分からないんですけども、確かにここ数年、とび土工の売上げが減っている業者がいるなどというのは、この要望書をいただいて感じたところではございますが、県にお尋ねすると、そういうことでございました。全体的に見ると確かに評価点は増えるかもしれないです。今ほかに懸念しておりますのは、この物価高で、今まで例えば、1,000万円のできた工事が1,300万円になったなど、工事費そのものが上がっていて、そのおかげで間接的には、それが売上げだから、やっぱり増というか、当然支払いも多いんですが、見た目では、完工高の増につながっているというのもあって、建設業法の特定建設業の許可基準も、この1月から、土木一式が4,000万円が4,500万円、建築一式だったら6,000万円が7,000万円に上がるなど、その辺のところも考慮して上がってきているところもありますので、今後それは見直しの材料になるかもしれませんが、このランクにつきましては、一番あるのはやはりそのランクにおける業者数で、今までも判断材料にしております。他市の担当者の方に聞きましたら、やはり気にされるのは、その業者の質と言うよりは、ランク数、ランクにおられる業者数のところでの判断で、このボーダーラインを決めておられるというところでございます。本市の基準によりますと、例えば、500万円以上の工事であれば、一応7社以上を指名することになっていきます。ですので、解釈としましては、各ランクとも最低7社は必要だなと。この7社を割るようであれば、ボーダーラインはちょっと下げなきゃいけないかなという思いはあります。逆に増え過ぎて、AとBとCの業者数のバランスが崩れてくると、このボーダーラインというのは上げざるを得ないかなと思っております。他市もいろいろそういうことで工夫しておられて、宇部市は、ホームページの情報ではありますけれども、AとBとCの業者数が22、21、22と、ABCほぼ同じ数に合わせるということで調整をされておられるようです。山陽小野田については、

従来から、一応CよりもBが人数が少なく、BよりもAが少なくということ、Aの業者数が極端に多いということはないようにはしております。あとは工事の発注量ですよね。本市も、限られた予算の中で発注しておりますので、その辺りで余りにも業者が増えた場合に、業者数に見合うほどの発注ができない場合には、ボーダーラインの改正の考えになる可能性もあるということでお答えでよろしいでしょうか。

宮本政志副委員長 いや、僕の質疑がいけんやったやろうね。前半は、僕が聞きたいのは、施工実績等が少ない業者が安易に格付Aになることはないですよって市が考えとるのか、ありうりますねって考えているのかということを知りたい。前半はないですねなんだけど、ボーダーラインの後半のことが出てくると、安易に格付Aになることもありますねって受け止められるので。僕が聞きたいのはここですよ。実績等が少ない業者が安易に格付Aになるねって市が思っているのか、いやいや、そんなことはないですよって、そんな安易に格付Aにはなりませんよって、どちらにお考えかというのを聞きたいの。

井上監理室長 山陽小野田の工事を元請でとられた数という観点でいけば、本数が、元請でやられてないけれども、工事完成高が高いという業者はいらっしゃいます。それが公共工事の下請かかもしれませんし、民間工事の下請か、その辺りははっきりしませんけれども、そういうのは確かにあります。

岡山明委員 要望2なんですけど、総合点数という表現がありますよね、900点から920点って。これは、先ほどの資料4-2の特別簡易型総合評価方式競争入札に関する評価調書の中に入ってないですよ、見る限り。

井上監理室長 要望2の総合点数は、総合評価の評価値とは全然関係ありません。この要望の2で関係があるのは、資料5の表の中に、A等級、B等級があって、その隣に総合点数900点以上などとあるのですが、この

総合点数の求め方は、今日私がお配りした資料3の3ページです。参考人の方が配られた3ページではなくて、私が配った資料3で申し上げると、1ページの2総合点数の算出方法に基づき求めたものでございます。

岡山明委員 今日、参考人が来られて話したときに、市内にそういうAクラスが9社いらっしゃるという話ですから、9社の総合点は出せないということですか。

井上監理室長 Aランクの総合点数900点以上、完工高、売上高が1億円以上あるのは、土木一式工事では9社います。資料4にある一覧表の中の土木というところを見ていただけたら分かります。また、参考人がお持ちいただいた資料2にも同じ表がありますけれども、ランクは土木一式でいえば900点以上で、売上げも1億円以上ある会社、これ両方が要件です。

長谷川知司委員長 ランクは公表しているけど、それぞれの持ち点の点数とかは公表しないということですね。

井上監理室長 各会社の点数については、非公表としております。

岡山明委員 非公表ということで、その評価が今回の入札とかに影響はないということですか。あくまでもAランクという状況も入っていると。それ以外の項目で、入札は総合点が出るということだから、今回のそういう総合点の部分900点以上あれば、その部分は外されていると。それ以外の形で、入札のそういう評価されているということではないんですか。

長谷川知司委員長 少し確認しますが、ランクAということであれば、それでもう土俵に上がると。それ以外の要素は必要ないということですか。

井上監理室長 そうですね。900点以上ということですので、仮ですけれど

も900点ちょうどでも1億円売上げがあれば、Aランクですし、1,500点総合点数がある会社で、売上げが5億、6億円ある会社もAランクでございます。

岡山明委員 そうすると今回の要望書の2で、900点から920点に上げるということは、9社の中で今言われたように、もう900点しかない企業は外される可能性があるということですよね。点数を公表してないんだから、実際問題分からないですよ。

長谷川知司委員長 岡山委員の言われるとおりです。

伊場勇委員 これ1億円を1億5,000万円以上に完成工事高を変更すると、もちろんAランクで入れない業者が出てくるかもしれませんよね。今9社Aランクにいて、これって7社以上が望ましいという基準がありましたよね。その辺も考慮して、この金額設定になっていたりするんですか。それはいろいろ市によっても、それぞれたくさん工事がある市だと、完成工事高が多いところはすごく高くなるところもあるかもしれませんが、今からの社会情勢とかをいろいろ踏まえて、何か建設基準の参加者の指名基準というのがありますよね。このAランクの1億円というのは、その辺何か関係してくるんですか。

井上監理室長 大きい話になりますけど、先ほど最低7社という中で、7社を下回る6社、5社しか、これに該当しなくなれば、多分ボーダーラインは8,000万円とかに下げざるを得ないかなという気はします。ただ、逆に業者数がBよりもAのほうが多くなったとかになってきますと、こんなに年間工事本数がないのに、今の基準だったら増えてしまうということがあれば、ボーダーラインを上げる見直しをするかもしれません。例えば、この要望書の1億5,000万円の920点だったら、例えば9社が8社になれば、7社は上回っているからいいねというのはあるかもしれません。今までも、当然このランクのボーダーラインというのは、

ずっと見直しをしてきております。直近は平成20年の見直しで、平成20年のときは完工高2億円で、平成17、18年の完工高2.5億円でした。総合点数も1,000点以上というのが過去あったようです。先ほど、参考人の方がおっしゃられていますけど、合併前は、1.5億円の950点以上、ただし1.5億円のときには技術員が4名いて、1級が2人以上とか、その2人の資格要件もあったようですけれども、1.5億円から2.5億円になり、2.5億円から1億円になったというのは、社会情勢など、いろいろなことを加味する中で、ずっと見直しをしてきているところがございます。これは、A B C Dのランクもありますし、土木も建築も、それから管工事のほうも見直しておりますので、これは見直しはしないというものではなくて、やはり先ほど言った業者数等も、それから工事の発注見込み等も踏まえる中で、社会情勢を踏まえる中で、考えていきたいと思っております。

伊場勇委員 その500万円以上の工事は、7社以上という本市の基準がありますよね。例えば、その基準が5社でもいいのか、7社という基準の根拠はあるんですか。

井上監理室長 私も土木の技術者として携わる中では、多分ずっと7社以上だったような、それより少なかった覚えがないので、なぜ7社に落ちついたのかというのは、把握しておりません。

岡山明委員 先ほどの話に戻るんですけど、そういう総合点数を公開する予定はないんですか。

井上監理室長 当然、各業者に、あなたの持ち点は、総合点数何点ですよというのは、ランクと一緒に、2年に一回の評価替えのときには必ずしております。それは、私どもが計算間違いをしているかもしれませんが、その業者も当然この計算の方法というのはオープンにしておりますので、もう自分のところで何点あるはずというのは分かっておられますので、

当然それを確認するためにも、今度でいけば、令和5年6月1日を基準にして、あなたは土木一式はランクが何で、総合点数は何点ですねというのは必ず通知します。そういう意味では、各個人には通知はしておりますけれども、それを他の業者に出すというのはしておりません。

岡山明委員 今回の要望書でこういう920点という要望が出ていると。もし採用されると、うちの会社は910点しかないとなると当然外される企業が出てきますよね、当然。そういう状況で、今回ぱつとやったら、この時点で、もううんもすんも言えない状況になりますよね。それを前もって何かしないと、企業努力もへったくれも何もないという状況があるなと思ったんです。公表は年に1回されるということで、皆さん企業は知っているということですね。はい、分かりました。

井上監理室長 岡山委員の御指摘は、私ある意味、理解できるとしております。というのは、今までは、先ほど言いました業者数ですね、数にこだわるので、どうしても2年に1度、6月の評価替えのすぐ手前で、基準を変えましたということをやってきたようです。となると、やっぱり必然的にさっき言いましたボーダーラインより、今までAランクだった業者がBに落ちる場合もあるし、今までBだった業者が、そのボーダーラインが下がったことによって、Aランクになることもあります。決して恣意的にこの業者を上げたいからとやっているわけではないのですが、やはり落ちた業者からすると、落とされたと思われるかもしれませんし、上がった業者がいれば、あそこの業者が上がって助かったと思われるかもしれないというのは、やっぱり懸念をしております。本当にフェアといいますか、クリアにやろうとすれば、ある程度前に周知期間と申しますか、岡山委員がおっしゃったように、いついつからこういうふうに変えるから、上がりたい業者、残りたい業者は努力してねというのは、あってもいいのかなというのは、こういう立場で、個人の意見を言うのは大変いけないのかもしれませんが、そういう考えもあるというのは理解できます。以上です。

長谷川知司委員長 要するに、十分な周知期間を設けて変更するときにはするということに理解していいですかね。

井上監理室長 あくまでもまだ全体の意見ではございませんので、理解ができるというところで、お酌み取りください。以上です。

矢田松夫委員 今回のこの要望書の2が、私は一番のメインではないかと思うわけですが、その理由といたしましては、今までの私の資料を含めて見てみますと、やっぱり山口県内で最高の完成工事費とか、あるいは総合点数を引き上げられることによって、やっぱり不利に、いわゆる独占じゃないけど、これに到達できない業者が出てくると思うんですよね。そういうことによって、いわゆる市が本来なら、地場中小企業を育成しなければいけないのに、こういう基準点数とか完成工事費を上げることによって、泣くとは言いませんが、そこまで到達できない企業が出てくるんじゃないかと、いわゆる独占によってですよ。という心配があるわけですが、先ほどの参考人の話を聞くと、やっぱり品質向上とか企業努力しないものは駄目なんだと、そういうことで片づけていいものかどうなのかお考えを聞きたい。これは部長のほうからでもいいんですが、どうですか。

井上監理室長 まず1に、工事品確法ができたというのは、その価格だけではなくて、品質も保ちなさいということで、技術などをきちんと高めていく努力をして、そういう方を企業として評価するという、これは当たり前のことですし、良いことだと思います。ただ、大きな会社だったらそういうのもできるのですけれども、ISO認証取得して維持管理するのに、年間100万円を超えるお金がかかるというお話も聞いています。Aランクの会社だからそれだけの固定費を払えるのは当たり前だとおっしゃるかもしれませんが、それが人件費1人分とか2人分になると、なかなか出せないというところもあるのかなというところですよ。県

も先ほど言いましたけども、基本は総合評価ですけども、ある一定分はそこによらないものでの入札もされておられますし、例えば、下関市であれば、総合評価の特別簡易型でも2種類、技術評価が高いものと地域性を高めているという2種類の方式で総合評価やられているとか、自治体の事情によって、いろいろ工夫はされておられるところがございます。災害のときには、何かあったときには即戦に対応してもらわなければいけないので、地場の建設業者の育成保護というのもある程度大切ですし、雇用も地元の方が結構多いと思いますし、資材等も地元から買っただけでいいので、本当に貴重な地場産業だと思いますので、この両方を立てるのが行政ではないかなという思いはございます。よろしいでしょうか。

宮本政志副委員長 矢田委員の質疑も重要で、僕もこの2番かなと思ったんだけど、少し矢田委員と意見が違うかもしれんけど、今の答弁を聞きよったら、公共工事とかに携わっている業者というのはええなと思いますよね。何か市が少しでも地場産業育成のために守らないといけんようなことをおっしゃるけど、やっぱり今日の参考人の方からお聞きすると、企業努力って、これ民間企業の当たり前ですよ。それをおろそかにして、9社いるんだと、7社だったらどうこうだから守られているというのは、僕はおかしいと思うのね。やはりこの市の方針というのは、藤田市長が決めるべきことで、今恐らく藤田市長の代理で答弁してらっしゃると思うんですよね。この小野田商工会議所の建設部会というのは、一つ二つの会社じゃなくて、部会大きいわけですよ。そうすると、こういう大きな組織の意見というのは、山陽小野田市民の方々の意見としても、大きな意見としても受け止められるわけなんで、本当1人2人の市民の方々の声じゃないですよ、これ。だから、市の方針がどうこうって先ほどからお聞きしていますけど、藤田市長の代わりに答弁と今私聞いていますからね。ですから、これだけ大きな団体の大きな市民の声として上がってきているんですから、やはりこういったことをしっかり検証して、市の方針を変えるのであれば、藤田市長の判断なんで、是非、藤田市長に

も本当はこの場でお聞きしたかったんだけど、部長やっぱり今日のこの意見というのは、しっかり伝えていただいて、本当に真摯にしゃくし定規ではなく、この建設部会のこの要望というのをどうやって取り組んでいけばいいかというところを前提にやっていただきたいです。部長お願いします。

大谷建設部長兼大学推進室長 今、宮本委員がおっしゃられたとおり、いろいろな御意見があらうかと思えますし、政策を変えるというときには、いろいろな意見を参考にしながら、丁寧に検討して協議して決定していくということになろうと思えます。ただ、先ほど室長が言われたようにいろいろな要件が混ざってきます。地場産業の育成とか、法の趣旨に準じて施策を進めていくと、いろいろな観点があらうかと思えますが、それも含めて、またこういった御意見があるということも含めながら、検討を進めていきたいと考えております。

長谷川知司委員長 ほかに要望2について何か質疑はございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、ここで空気入替えのため5分ほど休憩します。

午後4時42分 休憩

午後4時47分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。続きまして、要望3についての質疑を受け付けます。

笹木慶之委員 先ほどから、どうも質問と答弁がずれております。この要望書に基づいた御回答をお願いしたいと思います。特に、3番については、このような要望が出ていますが、こういう現実があるのかどうか。あるならば、本来あってはいけないことですから、どのような改善策を講じ

るのか、お尋ねします。

井上監理室長 一括下請だと疑われる現場があるという御指摘を昨年度頂いたところでは、これにつきましては、令和4年4月に監理室長名で、各部長、課長に対して、現場指導の徹底ということで、疑われるような現場があれば、事前にきちんと指導して、そういうことがないようにということで、指導の徹底をしておるところです。その成果があったかどうかは分かりませんが、今年度については、かなり改善されております。細かい問題点はまだありますが、そういうことがないようにという指導はしております。

笹木慶之委員 「そういうことがないように」ということでしたが、要望書にはペナルティーのことが書いてあります。ペナルティー等については、どのように対処しておられますか。また、改善の余地があるのでしょうか。

井上監理室長 建設業法は、行政法であって、処罰法ではございません。何かあれば、まずはしっかり指導し、また、その方法として口頭指導、文書指導があり、最終的には契約解除を考えなければいけないということをお話ししました。そこまでに至っていませんけども、まずはしっかり指導するのが建設業法の趣旨だと考えております。

笹木慶之委員 最後にしますが、先ほど、今までに多少問題点があったから4月から指導を強化したと。したがって、今年度についてはほぼ改善されていると。また、ペナルティーの問題については、これは行政罰じゃなく、指導でしかないわけです。しかし、どうにもかなわない場合には、口頭ではなく文書で処理するということですね。その点をこれから改善していくということですか。

井上監理室長 まだ文書を出しての指導までは把握しておりません。

笹木慶之委員 現実として、文書を出さなければならない類いのものがあつたかどうかは分かりませんので、それ以上は言いませんが、そういう類いのものが出てきた場合には、当然、文書で厳格に対処するという方向性を示すということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

宮本政志副委員長 市としては、正当な理由がなく工期を遅延した業者とか、ほかに丸投げした業者とか、手抜きをする業者というのは、3項目ともゼロということによろしいですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 はい、そのとおりです。

伊場勇委員 要望書に「ペナルティーを明確にし」とあり、資料として指名停止等措置要領を出していただいています。別表1、措置基準、建設業法違反行為について、市工事に關し、不適當と認めるときは、2か月以上9か月以下の指名停止があると。これは、市が設けているペナルティーじゃないんですか。ペナルティーはないと言っていましたが、これはペナルティーじゃないんですか。

井上監理室長 措置基準は、資料5の10ページ、別表1の23、24のところで、建設業法違反行為があれば、当該行為を認定したときからということで規定があります。建設業法にはいろいろな規定があり、それらに違反した場合に規定ということですが、ここにペナルティーの基準があります。

長谷川知司委員長 ほかに要望3について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では次、要望4について審査します。午後5時を過ぎたとしても、このまま委員会を続けますので、御理解をよろしく願います。では、要望4についての質疑を受け付けます。

笹木慶之委員 要望4では、公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書が公表されていないように書かれていますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

大谷建設部長兼大学推進室長 公表基準につきましては、大学が内部で決裁を取って、それに基づいてホームページで公表されていると思います。また、明確な評価調書とは、項目別の調書のことを指していると思うんですが、すでに大学が総合点は公表していますが、項目別につきましては、このプロポーザルに参加された業者から問合せがあれば、お答えするというので、あえて全面的には公表していないということです。参加された業者から問合せがあれば、その業者の部分はお伝えしているとお聞きしております。

笹木慶之委員 まず、なぜこのような問題が出たかという点、結果的に選定されなかった工事業者が、その理由を明確に把握できず、企業努力ができないという閉鎖的な状況であるので、これを解除しなければいけないということです。2点目は、工事費でかなりの経費負担があり、参加工事業者が年々少なくなると言われているので、それらを明らかにしてほしいという要望なんです。可能な限り対応できると、現状はそのようなお考えですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 この度のこの御要望につきましては、大学にもお伝えしております。こういった案件で、業者から御要望があるということをお伝えしております。大学としましても、他の公立大学等を参考にしながら、どうされるかを今から検討していくとお聞きしています。

笹木慶之委員 大学、大学と言われますが、大谷部長はその橋渡しをしておられるわけですから、市としても責任を持った姿勢が必要だと思います。大学だけということじゃなく、市も一緒になって問題を解決すると理解していいですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 大学推進室としては、こういった御要望等がありますし、また、この件以外につきましても、大学と連携して進めてまいりたいと考えております。また、このプロポーザルにつきましても、市の様式等を示しておりますので、市に準じた形で行われて、検討されるのではないかと考えておりますし、大学から御相談があれば、「こういったことがあります」ということは、積極的に協議してまいりたいと考えております。

伊場勇委員 例えば、3社が出て、1社が認定されて、残り2社は認定されなかったと。認定されなかった2社について、自社がどういった採点結果になったのか聞けるんですね。しかし、認定されたところの採点結果は聞けないんですね。

大谷建設部長兼大学推進室長 おっしゃるとおり、自社の部分だけを確認できるということです。

伊場勇委員 そうすると、要望書にあるような、どの項目が勝っていて、どの項目が負けていたというところは把握できないですね。だから、こういった要望が上がってきたと思うんですが、その部分を公開しない理由は何ですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 出さない理由は大学に確認しておりません。

宮本政志副委員長 部長にお聞きしても、大学に聞かなければいけないことでしょうから、これも答えにくいかもしれませんが、先ほど、参考人は、そもそも理科大に公募型のプロポーザルはそぐわないのに、なぜプロポーザル方式を取っているのかという旨をおっしゃっていたんですが、理科大に関してプロポーザル方式はそぐうと思いますか。市として適切だと思いますか。

長谷川知司委員長 宮本副委員長、今の質問に対しては、大谷部長の個人的な意見で答えていただくということによろしいですね。

宮本政志副委員長 いいえ、市としてです。

大谷建設部長兼大学推進室長 大学は、市とは別の法人になりますので、業者選定の方式につきましては、大学がどちらを選ばれるかということになりますので、市がどちらにしたほうがいと申し上げることはないと思っております。

宮本政志副委員長 市としたら、別に大学がプロポーザル方式を選択したとしても、そこに違和感はなく、別に問題があるとは思っていないということですか。あるいは、少し違和感があるのか、この辺りについて、市の考えをお聞きしたいです。

大谷建設部長兼大学推進室長 関係法令や大学の規程等に応じて適切に行われるということであれば、それが指名競争入札であれ、プロポーザルであれ、特に問題ないと考えております。

伊場勇委員 この工事には市のお金が使われているわけですので、こういった審査をしたか見せていただきたいというところなんです。大学の運営の中で、大学が自分のお金で行っていることについては、それは別法人なのでということは分かるんですけど、そうではなく、市からの持ち出しがあるじゃないですか。それについてはきちんと公表してほしいということなので、公表するべきじゃないかと思うんです。もう一点、公表できない理由は法人に聞かないと分からないと言いますが、これはそもそも市に準じて行うものなんですか。「準じてするものだと思われます」と言われているんですが、準じるべきなのか、そうじゃないのか。ただ、市の税金が使われているのであれば、準ずるべきだと思います。その辺

のお考えはどうか。

長谷川知司委員長 伊場委員、市も公表してないと思います。だから、準じるのであれば、今のやり方で……

伊場勇委員 曖昧だからです。

大谷建設部長兼大学推進室長 先ほど申し上げたとおり、別法人ですので、公立であるからということで、全てのことについて必ず市に準じる必要はないと思います。ただ、市の施策もありますので、その辺りのことを十分に勘案していただいて、大学の中で規定や制度を作っていただくということにつきましては、常々、協議の中でも申し上げているところです。

長谷川知司委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に、要望5に行きます。要望5について質疑を受けます。

矢田松夫委員 要望5について、「このようにしたほうがいい」という参考人が掲げるメリットを先ほど聞きましたが、逆に、今までどおりやることのメリットはあるんですか。大学のことだから答えられないという回答でなければ、お答えください。

大谷建設部長兼大学推進室長 特に、大学が発注するからどうだ、市が発注するからどうだということでメリットは考えておりません。それぞれ工事が必要であれば、そのときに大学と協議し、その中でどちらが進めたほうが良いと決定していくと考えております。最近で申しますと、グラウンドの工事につきましては、市が行うと手続等で工期が長く掛かってしまうので、必要な時期までに建設が難しいということがあり、大学が行えば早くできるだろうということで、それがメリットということかもしれませんが、そういった理由で大学で実施していただいたこともあります。しかし、これからの工事は全て大学がすると決めているわけではあ

りません。

長谷川知司委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、執行部からの聞き取りは終了したいと思います。ここで5分ほど休憩いたします。

午後5時5分 休憩

（執行部退室）

午後5時10分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、審査会を再開します。要望者と執行部からの聞き取りが終わりました。ここで回答を書くに当たり、皆様方から自由討議で意見をお聞きします。もう一度会議を開く必要があれば、そのように言っていただきたいと思います。それでは、要望1について、皆様からの御意見があれば、発言してください。

宮本政志副委員長 長谷川委員長、藤岡委員長にお聞きします。事務局でもいいんですが、本日の聯合審査において、要望書と関係ない質疑、答弁がかなりあったと思います。私も含めて非常に反省しています。果たして、今から皆様に意見を聞いていくのがいいんでしょうか。議事録を精査して、要望書と関係ない質疑と答弁は除外して、それを前提に次回また集まってからまとめたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

笹木慶之委員 私もそのとおりだと思います。一度精査して、要望と回答がマッチしたものにしないと、全く意味がないと思います。

伊場勇委員 私も同じ意見ですが、一度、この要望に対しての答えをそれなりにまとめたものがあつたと思うので、それを見て、また、皆がそれぞれ議事録を精査して、粗原稿が出てから、加えるべきところなどをもう一

度検討するほうが良いと思います。

長谷川知司委員長 今日の前め方については、皆様方いろいろ不満もあるかもしれないませんが、入札制度という分かりにくいことがありましたので、できるだけ意見を取り入れるようにしました。実際に回答を書く場合は、やはりこの要望に沿って書くのが筋だと思っております。ここですぐ意見を取っても回答は難しいという皆様方の意見もありましたので、一度議事録を見ていただいて、再度集まって、回答を考えるということによるしいですか。

中島好人委員 すぐに要望として賛成できるものもあれば、もっと検討して、現行のやり方がいいのか、それとも、要望のほうがいいのか。そうしたら、その後はどうなるのか。それぞれの生活などがかかっているので、慎重に対応したほうが良いし、ここで結論は出ないと思うんです。だから、議事録だけじゃなく、それに付随した調査もいろいろ行って、山陽小野田市の入札制度について、何が一番適当なのか、よそがこうだからこれが適当というものではないと思うんですよ。その辺のところも研究する必要があるんじゃないかと思ひます。

矢田松夫委員 まともな意見があったか、なかったかは、それはそれぞれの思ひであって、私は、議事録のみを精査するという結論にさせていただいた。また、中島委員が言ったように、議論の中で決着したものは、例えば、5番については結論が出たように感じましたので、それを含めてもう一度議事録で精査するというごことをお願いしたいと思ひます。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次回は議事録ができて、それを皆様方が読まれた後に再度集まっていただいて進めたいと思ひます。これで総務文教常任委員会、産業建設常任委員会の連合審査会を終わります。

午後 5 時 1 5 分 散会

令和 5 年（2023 年）2 月 9 日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司
産業建設常任委員長 藤 岡 修 美